

平成20年度室蘭市役所エコオフィスプラン 重点調達品目

下記品目を購入又はリースする際は可能な限り、基準1又は基準2に適合する製品等を選択して調達すること。

品目		基準1	基準2	調達目標	
紙類	コピー用紙・印刷用紙 (カラー用紙以外)	古紙パルプ配合率70%以上(ただしH20.4月~7月については古紙偽装問題の影響により、基準を定めない)		100%	
	印刷用紙(カラー用紙)	古紙パルプ配合率70%以上		100%	
	フォーム用紙	古紙パルプ配合率70%以上かつ、白色度70%程度以下		80%	
	納入印刷物	古紙パルプ配合率70%以上かつ、白色度70%程度以下(冊子は表紙を除く)		100%	
	事務用封筒	古紙パルプ配合率80%以上		100%	
	トイレトーパー	古紙パルプ配合率100%		100%	
文房具	フラットファイル	表紙が古紙パルプ配合率70%			100%
	パイプ式ファイル	主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率70%以上			100%
	鉛筆	間伐材等の木材が使用されていること。			100%
	シャープペンシル	主要材料が再生プラスチックの場合、プラスチック重量の40%以上			100%
	シャープペンシル替芯	容器の再生プラスチック割合がプラスチック重量の40%以上			100%
	ボールペン	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の40%以上			100%
	マーキングペン	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の40%以上			100%
	スタンプ台	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の40%以上			100%
	朱肉	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の40%以上			100%
	消しゴム	巻紙の古紙パルプ配合率が50%以上			100%
	のり(液状・澱粉・固形・テープ)	容器又はケースの再生プラスチック割合がプラスチック重量の40%以上			100%
	附箋紙	古紙パルプ配合率が50%以上			100%
	インデックス	古紙パルプ配合率が50%以上	100%		
	タックラベル	古紙パルプ配合率が50%以上	100%		
	事務用修正具(テープ)	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の40%以上	100%		
	事務用修正具(液状)	容器の再生プラスチック割合がプラスチック重量の40%以上	100%		
クラフトテープ	テープ基材が古紙パルプ配合率40%以上	100%			
OA機器	コピー機	グリーン購入法に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める同条第2項第2号に規定する特定調達物品等の判断基準に準じる		100%	
	コンピューター				
	プリンター				
	ファクシミリ				
その他	作業服	グリーン購入法に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める同条第2項第2号に規定する特定調達物品等の判断基準に準じる	<p>のいずれかの認定製品</p>	80%	
	作業用手袋			80%	
	ブルーシート	使用される繊維のうち、ポリレン繊維を使用した製品については、再生ポリレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること		100%	
	消火器	消火薬剤の再生材料が重量比で40%以上		100%	
	蛍光管 (直管形40型蛍光70)	次のいずれかの要件を満たすこと。 高周波点灯専用形(Hf)であること。 レットスタート形又はタ-タ形である場合は、以下基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率、ランプ効率で80lm/W以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ. 管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均10mg以下であること。 オ. 定格寿命は10,000時間以上であること。		該当環境ラベル無し	100%
	自動車 (特殊用途車除く)	グリーン購入法に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める同条第2項第2号に規定する特定調達物品等の判断基準に準じる			100%

フォーム用紙とはOA用連続用紙(専用帳票除く)のこと

コピー用紙には、コピー機に使用する用紙の他、プリンターやリソグラフで使用する用紙も含まれます。

紙類については塗工されていないものが対象

古紙パルプ配合率は、古紙配合率でも可とする

パイプ式ファイルの商品名(例)ドッチファイル、チューブファイルなど

自動車やコピー機等OA機器については購入のみではなく、新規リースも対象